

○ 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令案 新旧対照表  
 ○ 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）

改正案	現行
	<p>（私立の大学又は高等専門学校の收容定員に係る学則の変更の認可の申請及び届出）</p> <p>第七条 私立の大学又は高等専門学校の收容定員（通信教育に係るものを除く。）に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、当該学則を変更する年度（以下「学則変更年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は前年度の六月一日から同月三十日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 基本計画書（別記様式第二号）</li> <li>二 校地校舎等の図面</li> <li>三 学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）</li> <li>四 当該申請についての意思の決定を証する書類</li> <li>五 学則の変更の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類</li> <li>六 教員名簿（別記様式第三号）</li> </ol> <p>2 私立の大学の通信教育に係る收容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に前項並びに第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を添えて、前項に規定する期間内に文部科学大臣に申請するものとする。</p>

附 則

1 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

3 平成二十二年度以降に期間（平成三十六年度までの間の年度間に限る。）を付して私立の大学の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を増加する学則の変更の認可（当該認可を受けるために必要な私立の大学の収容定員（歯学に関する学部の学科に係るものに限る。）を減少する学則の変更の認可を含む。）を受けようとする場合における第七条第一項の規定の適用については、同項中「当該学則を変更する年度（以下「学則変更年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は前年度の六月一日から同月三十日までの間」とあるのは、「文部科学大臣が定める期間内」とする。

4 平成二十二年度以降に期間（平成三十六年度までの間の年度

3 私立の大学又は高等専門学校の収容定員（通信教育に係るものを除く。）に係る学則の変更の届出を行おうとする者は、届

出書（別記様式第一号の二）に第一項に掲げる書類を添えて、学則変更年度の前年度の四月一日から十二月三十一日までの間に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。

4 私立の大学の通信教育に係る収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする者は、届出書（別記様式第一号の二）に第一項並びに第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を添えて、前項に規定する期間内に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、第一項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。

附 則

1 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

3 平成二十二年度以降に期間（平成三十六年度までの間の年度間に限る。）を付して私立の大学の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を増加する学則の変更の認可（当該認可を受けるために必要な私立の大学の収容定員（歯学に関する学部の学科に係るものに限る。）を減少する学則の変更の認可を含む。）を受けようとする場合における第七条第一項の規定の適用については、同項中「当該学則を変更する年度（以下「学則変更年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は前年度の六月一日から同月三十日までの間」とあるのは、「文部科学大臣が定める期間内」とする。

4 平成二十二年度以降に期間（平成三十六年度までの間の年度

間に限る。)を付して私立の大学の収容定員(医学に関する学部  
の学科に係るものに限る。)を七百二十人を超えて増加する  
学則の変更の認可を受けようとする者は、第七条第一項各号に  
掲げる書類に加え、専任教員の氏名等を記載した書類(附則別  
記様式)を添えて文部科学大臣に申請するものとする。

5 平成三十年度に私立の大学の収容定員(東京都の特別区に所  
在する学部等に係るものに限る。)を増加する学則の変更の認  
可を受けようとする場合における第七条第一項の規定の適用に  
ついては、同項中「前年度の六月一日から同月三十日までの間  
」とあるのは、「前年度の十月一日から同月三十日までの間」  
とする。

間に限る。)を付して私立の大学の収容定員(医学に関する学部  
の学科に係るものに限る。)を七百二十人を超えて増加する  
学則の変更の認可を受けようとする者は、第七条第一項各号に  
掲げる書類に加え、専任教員の氏名等を記載した書類(附則別  
記様式)を添えて文部科学大臣に申請するものとする。